

諮問庁：独立行政法人地域医療機能推進機構

諮問日：令和元年8月9日（令和元年（独情）諮問第62号）

答申日：令和元年11月15日（令和元年度（独情）答申第50号）

事件名：特定医療機関特定科の診察室の大きさ等が分かる文書等の不開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1につき、その全部を不開示とし、文書2ないし文書5（以下、文書1と併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成31年4月23日付け地域医療機構発総第0423002号により独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分を取り消し、請求している文書の開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

不開示理由の意味が解らないし、理解できない。

特定医療センターの特定院長は、特定行政評価局の特定事務所に診察室内での飲食は「問題ない」と正式に回答している（特定院長自身が、カーテンで仕切って飲食しているから問題はないという解釈です、もちろん、普通じゃ考えられない思想ですが）（資料参照（略））。

歯科、口腔外科の診療室内のレイアウト等は患者ならば誰でも知っている事。審査請求人も大体の位置関係は知っています。基本的に、特定医療センターは厚生年金の保険料で作られた建物で、審査請求人も昭和の時代から社会保険と厚生年金保険料を支払ってきた、現在も。だから、最低限のレイアウト図は見る権利があるはず。何も隠す理由はない。

公共の防犯や安全等といわれても、元々、防犯カメラが有るわけではなし、特に、（略）。

余り、訳の分からぬ事を言うのは慎んでもらいたい。

よって、請求した文書等を開示して下さい。

(2) 意見書

診察室内で飲み喰いを協議して認めたのなら正々堂々とその議事録等を提出して下さい。なにもコソコソする必要はない。(世論に判断してもらおう。)

診療室内をカーテンで仕切っている。パーティションって何ですか。

証拠としての議事、協議が証明できないのであれば、全ては「機構」の嘘である。

開示の可能性があれば行政公文書に該当することは知っているものは知っている。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求対象文書の概要

本件審査請求に係る開示請求の対象文書(本件対象文書)は、別紙に掲げる文書1ないし文書5である。

2 開示請求文書の処分についての説明

本件においては、文書1ないし文書5について審査請求されているため、5つの文書について説明する。

(1) 文書1について

特定医療センターの図面等については一般に公表していないものであり、当該文書を開示することにより院内の部屋等の位置や通路等の詳細が第三者に明らかになれば、防犯等への懸念やそのことによる公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号口の規定に該当すると判断し、不開示とした。

(2) 文書2について

当該文書は法人文書として作成・取得しておらず、これを保有していないため、文書不存在として不開示とした。

(3) 文書3について

当該文書については、機構においてそもそも診察室内において飲食を許可する、あるいは許可しないという条文の記載がある規定等は存在せず、診察室内での飲食を認めるための申請書や許可書といったものも存在しない。したがって、診察室内での飲食を許可した一覧や決定に係る文書等についても当然のごとく存在しないため、文書不存在として不開示とした。

(4) 文書4について

当該文書については、上記(3)で述べたようにそもそも診察室内での飲食を許可する、あるいは許可しないという条文の記載がある規定等は存在しない。したがって「診察室内で飲食をしながら診療拒否をする

ことができる権利，権限を有している」文書は必然的に存在しないため，文書不存在として不開示とした。

(5) 文書5について

当該文書は法人文書として作成・取得しておらず，これを保有していないため，文書不存在として不開示とした。

3 審査請求人の主張について

これに対し審査請求人は，上記第2の2(1)のとおり，当該文書の開示を求めている。

4 諮問庁としての考え

(1) 文書1について

当該文書については，上記2 開示請求文書の処分についての説明に示したとおり，院内の部屋等の位置や通路等の詳細を公表することにより，防犯等への懸念，そのことによる公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断した。特定医療センターを受診している患者，あるいは出入りできる者にとっては部屋の配置等を知ることができるものの，当該文書を開示するということは，開示を受けた者や開示を決定した側が意図しないところで，何らかの原因で開示された文書がその他一般の国民に触れる可能性も否定できず，そうなった場合，当該図面を用いての犯罪が起こる可能性も否定できないため，原処分を維持することが妥当であると考えます。

(2) 文書2について

審査請求人は，「患者ならば誰でも知っている事。審査請求人も大体の位置関係は知っています。基本的に，特定医療センターは厚生年金の保険料で作られた建物で，審査請求人も昭和の時代から社会保険と厚生年金保険料を支払ってきた，現在も。だから，最低限のレイアウト図は見る権利があるはず。何も隠す理由はない。」と主張するが，当該文書には特定医療センター及び機構本部においても作成・取得した事実はなく，また，「新・情報公開法の逐条解説(第7版)」によると，行政文書の定義の第2として開示請求時点において，「当該行政機関が保有しているもの」を行政文書としているとのことである。このことは，請求時点において保有していない行政文書を開示請求に応ずるために作成する必要はないことを意味する。開示請求制度に，行政機関の保有する情報を処理・加工して国民に提供させる機能まで付与するのではなく，開示請求時点において，存在する記録をあるがままの状態を開示すれば足りるという認識に基づく。」と説明されている。患者に見る権利があり，隠す理由がないとしても，そもそも該当する文書自体が存在しないため，原処分が妥当であると考えます。

(3) 文書3について

これについては、上記2 開示請求文書の処分についての説明でも述べたとおり、当機構において診察室内において飲食を許可する、あるいは許可しないという条文の記載がある規定等は存在せず、診察室内での飲食を認めるための申請書といったものも存在しない。したがって、診察室内での飲食を許可した一覧や決定に係る文書等についても当然のごとく存在しない。また、特定行政評価局が審査請求人に通知した「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」にもあるとおり、「診察室内のパーティーションで仕切られた医師の休憩エリアでの飲食は病院としては問題ないと考えており、これは病院内で院長以下で協議して出した結論である。」となっている。上記（2）で述べたとおり、この文書についても「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」は存在しないため、原処分が妥当であると考ええる。

#### （4）文書4及び文書5について

いずれの文書においても、そもそも当該文書を作成・取得した事実はなく、上記（2）でも述べたとおり、これら文書についても「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」は存在しないため、原処分が妥当であると考ええる。

#### 5 結論

以上のことから、いずれにしても原処分は妥当であり、これを維持するべきである。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |            |               |
|------------|---------------|
| ① 令和元年8月9日 | 諮問の受理         |
| ② 同日       | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年9月2日   | 審議            |
| ④ 同月9日     | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ 同年10月24日 | 文書1の見分及び審議    |
| ⑥ 同年11月13日 | 審議            |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、文書1につき、その全部を法5条4号口に該当するとして不開示とし、文書2ないし文書5は不存在であるとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、請求している文書の開示を求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であり、これを維持すべきとしていることから、以下、文書1の見分結果を踏まえ、文書1の不開示情報該当性及び文書2ないし文書5の保有の有無について検討する。

##### 2 文書1の不開示情報該当性について

(1) 諮問庁は、文書1は一般に公表していないものであり、当該文書を開示することにより院内の部屋等の位置や通路等の詳細が第三者に明らかになれば、防犯等への懸念やそのことによる公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号口により全部不開示とした旨説明する。

(2) 当審査会において、文書1を見分したところ、当該文書は特定医療センター歯科口腔外科の診療室を含む同センターの平面図であり、病院内の部屋等の位置や通路等の配置が詳細に示されていると認められ、これを公にすると、防犯等への懸念やそのことによる公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難く、法5条4号口に該当と認められるので、不開示としたことは妥当である。

### 3 文書2ないし文書5の保有の有無について

(1) 文書2ないし文書5の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 文書2については、特定医療センター及び機構本部において作成・取得した事実はなく、該当する文書自体が不存在である。

イ 文書3については、機構において診察室内において飲食を許可する、あるいは許可しないという条文の記載がある規定等は存在せず、診察室内での飲食を認めるための申請書といったものも存在しないことから、診察室内での飲食を許可した一覧や決定に係る文書等についても存在しない。

ウ 文書4及び文書5については、当該文書を作成・取得した事実はなく、不存在である。

エ 本件諮問に際し、改めて機構及び特定医療センター内の執務室及び書庫等を探索したが、文書2ないし文書5に該当する文書は確認できなかった。

(2) 文書2ないし文書5の保有の有無に係る諮問庁の上記(1)の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、機構において、文書2ないし文書5を保有していると認めることはできない。

### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書について、文書1の全部を法5条4号口に該当するとして不開示とし、文書2ないし文書5を保有していないとして不開示とした決定については、文書1は同号口に該当すると認められる

ので、その全部を不開示としたことは妥当であり、機構において文書2ないし文書5を保有しているとは認められないので、文書2ないし文書5を保有していないとして不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

## 別紙（本件対象文書）

- 文書1 特定医療センター歯科，口腔外科の診療室の大きさ，面積等が解る図面等の文書一切（歯科開設時のものです。）
- 文書2 上記診療室の一部分を飲食の為に使用しているから，その飲食部分と診察部分等それぞれ大きさが解るレイアウト図等で，寸法と面積が解る文書一切
- 文書3 貴機構の他の病院で診察室内での飲み食いが良，とされている病院名が解る文書やその決定書一切（歯科，口腔外科だけでOKです）
- 文書4 特定医療センターでは障害者が症状で困っているのに歯科医師法19条を無視してまで特定歯科医師が，診察室内で飲み食いしながら診療拒否をすることができる権利，権限を有している事が解る文書等一切（特定院長は協議により，飲食は問題ないと決定しているとの回答が，特定行政評価局より文書で出ています。）
- 文書5 上記の行為が歯科医師法19条でいう診療拒否に当たらないとする正当な事由であることが解る文書（判例等）